

岡山県医師会認定かかりつけ医制度実施に当たっての留意事項について (新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う取り扱い)

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化している現状を鑑み、岡山県医師会認定かかりつけ医制度における認定かかりつけ医の更新ならびに研修会について、下記のとおり取り扱いますので特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 岡山県医師会認定かかりつけ医研修会について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、**令和3年度の研修会は全て中止**いたします。

2. 岡山県医師会認定かかりつけ医の認定期間の1年延長について

昨年度、岡山県医師会認定かかりつけ医認定証の有効期間を延長し、その満了日を令和3年3月31日の者は令和4年3月31日、令和4年3月31日の者は令和5年3月31日といたしました
が、さらに**1年延長**いたします。

また、**交付日が令和3年4月1日の者は1年延長**といたします。

【交付日】	【満了日】	【満了日再延長】
平成31年4月1日	令和3年3月31日	→ 令和5年3月31日
令和2年4月1日	令和4年3月31日	→ 令和6年3月31日
令和3年4月1日	令和5年3月31日	→ 令和6年3月31日

■なお、令和2年3月19日付で厚生労働省より発令された臨時的な取扱いにつきましては継続されておりますことを中国四国厚生局岡山事務所に確認済みです。

(参考)

「令2.3.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その6)」より

地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。

※新規届出を希望する先生方におかれましては、**12月10日(金)までに**
岡山県医師会事務局までご連絡ください。

問合せ先：岡山県医師会 地域医療課
TEL：086-250-5111 FAX：086-251-6622
E-mail：chiiki@po.okayama.med.or.jp